

総曲輪遺跡（富山城西ノ丸跡）から出土した墨書土器について

1. 総曲輪遺跡について

総曲輪遺跡は、旧神通川右岸の河岸段丘上、富山城・城下町跡の下層に所在します。これまで、城址公園整備や中心市街地再開発、市内電車環状線化事業などに先立つ調査で、縄文時代中期～中世の遺物や遺構がみつかっていました。



総曲輪遺跡の範囲

2. 墨書土器「宅持」の出土

平成 22 年 11 月、城址公園寄りの芝生広場整備に合わせて、富山城西ノ丸跡で下水道管やマンホールを設置する工事が行われました。その際、地下 2.3m まで掘り下げた土中から、奈良時代後期（8 世紀第 3 四半期（750～775 年頃））の須恵器（登り窯で焼成された土器）が出土しました。



墨書土器出土地点

同年 12 月から実施している出土品整理作業中、土器を洗った所、須恵器の有台杯の底部に墨で「宅持」と文字が書かれ、その横には、漆のような付着物もあることが判明しました。

3. 「宅持」の訓みは「やかもち」

古代の文字資料に詳しい、富山大学鈴木景二教授（日本古代史・別紙コメント文添付）に実見していただいたところ、「宅持」は「やかもち」と訓みます。奈良時代に越中国守として赴任（746～751 年）した「大伴家持」を連想しますが、ここに書かれた文字は文筆の教養のある人が書いたものの、家持本人とは直接関係のない、一般的な人名です。

青山学院大学吉田孝名誉教授は、著書『律令国家と古代の社会』岩波書店）で、奈良時代の人名として、「小治田朝臣宅持」や「池田朝臣宅持売（やかもちめ＝女性）」などがあることを指摘されています。古代（飛鳥～平安時代）の人名には、流行の現象があり、その時代の特色が表われ易いとされています。

奈良大学東野治之教授によると、名前が付くのは「家持」（718 年出生）や「宅持」が出生の段階なので、その頃ポピュラーだった名前と考えられます。



出土した墨書土器

4. 「家」と「宅」

それでは、「家」と「宅」に違いはあったのでしょうか。吉田氏の著書では、当

時、人間集団（家族など）を指す場合に「家」を用い、建物とその敷地を指す場合には「宅」を用い、明確に使い分けている、と述べておられます。「家（家族）」が持てるようにとか、「宅（建物・すまい）」が持てるようにといった願いが込められ、名がつけられたと推測することができます。

また、吉田氏は「家」と「宅」の訓み方について、奈良時代には「家」の訓は「イエ（へ）」を主とし「ヤケ」を従としたこと、「宅」の訓は「ヤケ」を主としていたと指摘しています。当時の人名として、「家主と宅主」や「家守と宅守」、「家継と宅継」などがあり、「家」・「宅」両方が「ヤケ（ヤカ）」と訓まれていた可能性を指摘しています。さらに「ヤケのヌシ」であり、「ヤケをマモリ」、「ヤケをモチ」、「ヤケをツグ」という観念が奈良時代には存在していたと推定されています。

5. 「宅」、「持」の字の使用例

これまで北陸地域では「宅持」と表記した墨書土器や木簡資料はみつかっていません。奈良県平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構から、「上毛野宅持」と記された木簡が出土しています。「宅」や「持」各々の使用例は、県内では遺跡からの出土品としてはありませんが、東大寺領荘園開田絵図には、「三宅二段」（射水郡鳴戸荘）や「三宅所四段」（射水郡鹿田荘）など「三宅」（^{みやけ}荘園の管理機関）があります。

周辺では、石川県金沢市上荒屋遺跡の「宅」、「三宅」、「大宅」や同市黒田町遺跡の「持女」、同市千木ヤシキダ遺跡の「宅」、石川県羽咋市吉崎・次場遺跡の「三宅」、同市大町C遺跡の「前宅」、新潟県中条町船戸桜田遺跡の「三宅人神」があります。

6. 総曲輪遺跡での墨書土器出土の意義

- ・本遺跡周辺は、中世以降、「太田保」（鎌倉時代）や「富山郷」（南北朝時代）とよばれる荘園が置かれ、さらには、北陸街道と飛騨街道が交わる要衝の地でもありました。越中守護代の神保氏がこの地に中世富山城を築いたのも、そのような土地柄や地理的条件に恵まれていたからと推測されています。その一方、当地における古代以前に遡る歴史資料はなく、当時の様相を知る手掛りはほとんどありませんでした。
- ・近年の城址公園内や周辺の再開発事業などの調査では、奈良～平安時代の遺物や遺構が確認されていました。今回みつかった墨書土器は、中世～近世富山城に関連する土塁とみられる盛土中に混じり、二次的に出土したとみられます。
- ・しかし、土器には、文字が明瞭に残り、付着物もあることから、遠方からの流入によるものではありません。付近に、^{かんが}官衙（当時の役所）関連施設の存在をうかがわせ、この地が好適地として古代以来利用されていたことを示しています。
- ・大伴家持は、748年春、越中国内を巡行し、各地で『万葉集』に残る歌を詠みました。本遺跡の北に接して「婦負河」（巻17-4023）と詠まれた旧神通川（現在の松川から県庁前公園の間）が流れ、「石瀬野」（巻19-4145）や「伊波世野」（巻19-4249）と詠まれた古代新川郡石瀬郷は、本遺跡北方にあったとされます。
- ・墨書土器は、直接的には、越中国守大伴家持とは関係ありませんが、越中万葉ゆかりの地において、近くを巡行した大伴家持にちなんで、「宅持」と名付けられた人物が当地にいたと推測することができます。

富山城址公園内（総曲輪遺跡）から出土した奈良時代の墨書土器について

富山大学 鈴木景二

（日本古代史）

1. 富山城跡から奈良時代の墨書土器出土

富山城跡やその周辺では奈良時代の土器がこれまでも出土していたが、文字を書いたものが出土したことによって、文筆をともなう何らかの施設が付近にあったことが想像され、古代のこの付近の利用状況を探る手がかりを得た。金沢城と広坂遺跡（古代の寺院跡）の例があるように、富山城の位置するあたりの場所も好適地として、古代以来利用されていたことが考えられる。

書体はしっかり整っており、文筆の教養を身に付けた人が書いたものである。漆が付着していることとあわせて、官衙関連の遺物であることを暗示していると思う。

2. 「宅持」はおそらく人名で「やかもち」とよむ

その人に属する器であることを表示するために、名前（^{いみな*}諱）を書いたものであろう。氏姓が書かれていないので、この人物についてはこれ以上特定できない。

吉田孝氏の包括的研究（『律令国家と古代の社会』岩波書店 87頁）によれば、「家」は「いへ」という訓みとともに、「宅」と同じく「やか」とも^よ訓むとみられるが、一人の人物について混用した例はないらしい。「宅持」は奈良時代の人名としては珍しくないようで、吉田氏は小治田朝臣宅持・池田朝臣宅持売（やかもちめ＝女性）という人名を見出されている。

ちなみに、大伴家持は本人のサイン（^{だいじょうかんぶ}「太政官符 宝亀三年五月廿日大伴家持自署」）【重要文化財・個人蔵・石川県立美術館管理】などもふくめ「家持」と書いた例しかないことから、この墨書の「宅持」は彼とは無関係であろう。

*「諱」について：^{おおとものすくねやかもち}「大伴宿禰家持」でいうと、「大伴」がウヂナ（氏名）、「宿禰」がカバネ（姓）、「家持」がイミナ（諱）＝実名となります。

富山大学 人文学部人文学科 歴史文化コース

総曲輪遺跡（富山城西ノ丸跡）から出土した墨書土器について

現地記者レク追加資料 平成23(2011)年3月4日

* 「宅持」が記された時期について（別添年表を参照）

「宅持」が須恵器に墨書されたのは、いつの時点だったのか。それは文字が記された須恵器から推測することができる。その須恵器が生産された年代は、8世紀第3四半期であることが判明したものの、実年代では750年～775年頃と幅がある。

この年代幅のうち、A案：最も早い時期（750年頃）に記された場合と、B案：最も遅い時期（775年頃）に記された場合とに分けて、当時の時代背景を参考にしながら、奈良時代の越中国に生まれ育った「宅持」の実態に迫ってみたい。

A・B両案に共通する事柄

- ・ 墨書された場所は、総曲輪遺跡にあった官衙（当時の役所：郡の役所か郷の役所か？）関連施設内と推測される。
- ・ 成人した（20～30歳ころか、仮に25歳と想定する）「宅持」は、自分が所有あるいは使用する器であることを示すために、須恵器に文字を記した。

A案：750年頃に記された場合

- ・ 越中国で「宅持」が生まれたのは、725年頃（奈良時代前期）である。
- ・ 「大伴家持」や「上毛野宅持」が生まれたのも同じく奈良時代前半頃になる。
- ・ 奈良時代前半頃、「家持」や「宅持」を名前につけることが流行していた。
- ・ 当時の都での流行が、越中国にも伝わり「宅持」の名がつけられた人物がいた。
- ・ 越中国の「宅持」は、直接的にも間接的にも「大伴家持」とは関係なく、当時流行していた一般的な人名として名づけられた。
- ・ この「宅持」が成人して役人となり、勤務地である総曲輪遺跡付近にあった官衙関連施設において、750年頃、須恵器に名前を記した。

B案：775年頃に記された場合

- ・ 越中国で「宅持」が生まれたのは、750年頃（奈良時代中期）である。
- ・ 「宅持」が生まれたのは、「大伴家持」が越中国守（現在の県知事）として赴任していた時期（748～751年：家持30歳前後）に重なる可能性がある。
- ・ 「大伴家持」は748年、出挙のため越中国内を巡行する。その際、婦負郡から新川郡へと移動するときに、婦負河（現在の神通川）をわたり、新川郡石瀬郷（現在の富山市岩瀬付近や赤江付近などの説がある）方面へ向かったと推測される。この時、巡行を知った越中国内に暮らす「宅持」の名付親が国守「大伴家持」にちなんで、同じ訓みの「宅持」をつけた可能性が考えられる。
- ・ 「宅持」の名前は、直接的に「大伴家持」とは関係ないが、間接的に国守「大伴家持」にちなんだ名前がつけられたことが想定される。
- ・ この「宅持」が成人して役人となり、775年頃、須恵器に名前を記した。